

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年1月6日～2022年1月12日)

令和4年(2022年)1月14日

H E A D L I N E S									
<p><b>政治</b></p> <p>最高裁判所規律部による判事に対する懲戒処分                      「同盟」のフェイスブック・アカウントの停止                      カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のインタビュー                      ジョブロ法務大臣兼検事総長のインタビュー                      野党関係者に対するスパイウェア「ペガサス」使用疑惑調査特別委員会の発足                      ホウォヴニャ「ポーランド2050」代表による野党党首・代表への議論の呼び掛け                      駐チェコ・ポーランド大使の解任                      ラウ外相とトレウベルディ・カザフスタン外相との電話会談                      ラウ外相とミルゾヤン・アルメニア外相との電話会談                      ラウ外相とジャイシヤンカル・インド外相との電話会談                      欧州委員会が最高裁判所規律部に関するポーランドからの書簡の受領を確認                      コソボ派遣ポーランド軍の交代準備                      ロソマク装甲車の改修</p>									
<p><b>治安等</b></p> <p>モドリン空港着の航空機に対する爆発物設置疑惑事案                      ベラルーシからの不法移民に関連する動向                      国家警察本部、フード・デリバリーにかかる詐欺について注意喚起</p>									
<p><b>経済</b></p> <p>モラヴィエツキ首相、インフレ対策パッケージ2.0を発表                      インフレ対策パッケージ2.0の効果に関する見方                      2021年の海外直接投資実績                      世銀によるGDP成長率見通し                      米研究所、ポーランド国有財産省による石炭関連資産の統合を批判                      Fit for 55 パッケージ導入にかかるコスト試算                      PKN OrlenとLotosの合併に関する動向                      トウルフ炭鉱を巡る動向</p>									
<p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起                      孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ                      「たびレジ」への登録のお願い                      新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                      マイナンバーカード取得のお願い                      年金受給者の現況届提出について                      大使館広報文化センター開館時間                      文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館                      ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>									

お問い合わせ先は大使館領事部 電話22 696 5005。FAX 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。  
 お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

政	治
内	政

最高裁判所規律部による判事に対する懲戒処分【5日】

5日、最高裁判所規律部は、ワルシャワ地方裁判所のクシシュトフ・フミエレフスキ判事を停職処分とし、同判事の給与について25%減額処分を下した。懲戒処分を下した規律部の判事は、法律が廃止されていない限り、裁判官は同法律の適用を拒むことはできないと述べた。

「同盟」のフェイスブック・アカウントの停止【5日】

5日、「同盟」のフェイスブック・アカウントが停止された。フェイスブックを運営するメタ社によると、今般の決定は、度重なる新型コロナウイルス感染症やヘイトスピーチとの戦いに関するSNSのルール違反に起因するという。モラヴィエツキ首相は、「同盟」を擁護し、同社の決定は基本的な民主主義の価値観に反するものであると強調した。

カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のインタビュー【10日】

10日、当地シエチ誌は、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のインタビュー記事を掲載した。同党首は、早期議会選挙の可能性は排除されないと述べ、同時に、PiSは、次期議会選挙で次なる勝利を収める十分な意欲があると付言した。また、ポーランド政府がスパイウェア「ペガサス」を用いて野党関係者を監視していたとされる疑惑に言及し、政府が「ペガサス」を所有していることを認めた。同党首は、ポーランドの治安機関がこの種のツールを持っていなかったとしたら不都合が生じる旨を指摘し、監視用機器が世界中で利用されていること、犯罪撲滅のために必要であること、裁判所及び検察の管理下に置かれる必要があることについて言及した。他方、メディアで報じられている内容については、何千台もある携帯電話をチェックするという話は、現実とは全く関係がなく、政治的な目的のために「ペガサス」を使用するという

野党の主張は全くナンセンスであると述べた。

ジョブロ法務大臣兼検事総長のインタビュー【10日】

10日、当地ジェチポスポリタ紙は、ジョブロ法務大臣兼検事総長のインタビュー記事を掲載した。同法相は、最高裁判所規律部の廃止について、可能ではあるが、欧州司法裁判所(ECJ)の判決の履行によるものではなく、包括的な司法改革の枠組みの中で行われると述べた。また、法の支配コンディショナリティについて、EUは法の支配を全く気にかけておらず、法の支配は口実に過ぎないと説明し、ポーランドは、EUが連邦国家へ変貌することに同意することを強要する残忍な経済的脅迫を相手にしていると付言した。さらに、EU基金に触れて、EUがポーランドに対する全ての約束を果たすまで、全会一致を必要とする決定を阻止すべきであると語った。

野党関係者に対するスパイウェア「ペガサス」使用疑惑調査特別委員会の発足【12日】

12日、上院は、ポーランドで野党関係者を監視するためにスパイウェア「ペガサス」が使用された疑惑を調査するための特別委員会を立ち上げた。同委員会は7名の議員で構成され、マルチン・ボサツキ上院議員(「市民プラットフォーム」(PO)所属)が委員長に就く。「法と正義」(PiS)の議員からは、誰も同委員会に所属していない。

ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表による野党党首・代表への議論の呼び掛け【12日】

12日、ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表は、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首、コシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)、チャジャステイ「新左派」共同代表に対し、本年3月21日に予定されており、欧州、自由、労働の3本の柱へ焦点を当てる会議へ出席するように呼び掛けた。同代表は、「勝利の戦略」を練らなければならないと付言した。

外交・安全保障
---------

駐チェコ・ポーランド大使の解任【6日】

6日、モラヴィエツキ首相は、ヤシンスキ駐チェコ・ポーランド大使の解任手続を進めると決定した。ミュレル政府報道官は、同大使のトゥルフ炭鉱に関する極めて無責任な発言には同意できないと述べた。同大使は、2021年12月20日に大使の職に就いたばかりであったが、ドイツ紙のインタビューに対し、トゥルフ炭鉱を巡るチェコとの争いの原因は、ポーランド側の傲慢さにあると述べていた。

ラウ外相とトレウベルディ・カザフスタン外相との電話会談【10日】

10日、ラウ外相は、トレウベルディ・カザフスタン外相と電話会談を行った。ラウ外相は、自らのツイッターで、「電話会談では、カザフスタンの状況が話題になった。自分は、OSCEの議長として、人権の尊重を含むOSCE参加から生じる義務を守る必要性を強調した」と述べた。

ラウ外相とミルゾヤン・アルメニア外相との電話会談

**【10日】**

10日、ラウ外相は、ミルゾヤン・アルメニア外相と電話会談を行った。ラウ外相は、自らのツイッターで、「集団安全保障条約機構(CSTO)集団安全保障理事会の議長国であるアルメニアのミルゾヤン外相との電話会談では、カザフスタンの状況が話題になった。自分は、OSCEの議長として、アルメニアとの良好な協力に期待を寄せている」と述べた。

**ラウ外相とジャイシャンカル・インド外相との電話会談【11日】**

11日、ラウ外相は、ジャイシャンカル・インド外相と電話会談を行った。両外相は、二国間及び多国間協力の枠組みにおける政治的関係の最も重要な問題や航空便の再開、貿易の拡大などについて議論した。ラウ外相は、インド訪問の招待を歓迎し、ポーランドは、最も重要なアジアのパートナーの一つであるインドとの関係がますます緊密になることを期待すると述べた。

**欧州委員会が最高裁判所規律部に関するポーランドからの書簡の受領を確認【11日】****ドからの書簡の受領を確認【11日】**

11日、欧州委員会報道官は、ポーランドから最高裁判所規律部に関する書簡を受け取ったと発表し、迅速に対応すると述べた。欧州委員会は、12月22日にポーランドへ書簡を送付し、最高裁規律部の停止を命じた欧州司法裁判所(ECJ)判決の履行に関する説明を求めている。

**コンボ派遣ポーランド軍の交代準備【11日】**

11日、作戦司令部は第46次コンボ派遣隊の訓練を継続していると発表した。派遣前に兵士たちは群衆をコントロールする技術やパトロールの手順等を修得しなければならない。派遣部隊の主力は、ザモシチに駐屯する第3機械化大隊から編成されている。

**ロソマク装甲車の改修【12日】**

ロソマク装甲車に新型砲塔を搭載する計画について軍事装備庁は交渉を開始した。非公式ではあるがポーランド軍は340両分の新型砲塔を購入するとみられており、その生産は2023年に開始される。

**治安等****モドリン空港着の航空機に対する爆発物設置疑惑事案【5日】**

11日、イタリア・ミラノ発モドリン着の航空機に爆発物が仕掛けられたとの通報があり、モドリン空港当局は、到着した機内の検査を行い、爆発物がないことを確認した。同航空機には、乗客、乗員合わせて87名が搭乗していたが、被害などはなかった。

という。

**国家警察本部、フード・デリバリーにかかる詐欺について注意喚起【11日】**

11日、国家警察本部は、自炊する時間を取れない人等が弁当などを数日間自宅前配達してもらうサービスについて、注文者に対して金銭を強要するなどの詐欺が発生していると警告した。同本部の発表によると、犯罪者によって提供されるオファーを注文すると、商品が届かなかったり、注文したものと全く違うものが配達されたり、注文通りに配達されたとしても途中で配達が止まるという。警察は、被害防止策として、SNSなどで業者の評価を確認することや信頼ある業者を選定すること、極端に低価格なオファーには注意を払うことなどを挙げている。

**ベラルーシからの不法移民に関連する動向【12日】**

12日、国境警備隊は、2021年にベラルーシ国境から試みられた不法越境件数が39,679件で2020年と比較すると300倍以上の数であったとHP上で明らかにした。最も多く不法越境が試みられたのは、ミハウオヴオ(Michalowo)で5,466件であり、このほかにもミエルニク(Mielnik)では4,890件、ビャウオヴィエジャ(Bialowieza)では4,855件であった

**経済****経済政策****モラヴィエツキ首相、インフレ対策パッケージ2.0を発表【11日】**

11日、モラヴィエツキ首相は、第2弾となるインフレ対策パッケージ「Anti-Inflation Shield 2.0」を発表した。同パッケージでは、付加価値税(VAT)について、燃料は23%から8%、基礎的な食料品は5%から0%、ガスは8%から0%(第1弾で23%から8%に引き下げ)、暖房は8%から5%(第1弾で23%から8%に引き下げ)、肥料は8%から0%にそれぞれ引き下げると共に、電力は5%を維持する(第1弾で2

3%から5%に引き下げ)。これにより、ポーランド人は約150億ズロチ近くを節約することができる。第2弾のインフレ対策パッケージは、2022年2月1日から7月31日まで適用される。

**インフレ対策パッケージ2.0の効果に関する見方【11日】**

政府が発表した第2弾となるインフレ対策パッケージ「Anti-Inflation Shield 2.0」の効果について、カイトレイ中央銀行第一副総裁は、今後数か月に消費者

物価指数(CPI)を3.4ポイント、2022年平均で約1.2ポイント押し下げるとの見方を示した。一方、ポーラ

ンド経済研究所(PIE)の専門家は、年平均0.3ポイントの押し下げ効果があると分析している。

## マクロ経済動向・統計

### 2021年の海外直接投資実績【10日】

ポーランド投資・貿易庁(PAIIH)によると、2021年に同行が取り扱った外国企業による投資案件は96件で総額35億ユーロ超となり、対前年比8億ユーロ増となった。これらの投資により、約1万8,000人の雇用創出が図られたという。主な投資国は、韓国(19億ユーロ)、米国(約3.64億ユーロ)、ドイツ(1.55億ユーロ)で、主な投資分野は、ビジネスサービス(IT及びシェアード・サービス・センター)、研究開発、

eモビリティ、自動車、医療、電子機器、建設資材、化学製品であった。

### 世銀によるGDP成長率見通し【11日】

世界銀行は、最新の報告書において、ポーランドのGDP成長率に関し、2022年は4.7%、2023年は3.4%になるとの予測を示した。なお、2021年については、5.1%とした(昨年10月の前回発表では4.5%)。

## エネルギー・環境

### 米研究所、ポーランド国有財産省による石炭関連資産の統合を批判【10日】

米エネルギー経済・財務分析研究所(IEEFA)は、国有財産省が計画している、大手電力会社(PGE、Tauron、Enea及びEnerga)から国家エネルギー安全保障庁(NABE)へ石炭関連資産を移管する計画を批判した。同研究所は、これにより事実上脱石炭を遅延させることになると警告している。石炭使用にかかるコストは、今後28年間で2,910億ユーロに上ると試算されており、NABEについて、ポーランドのエネルギー移行のための計画ではなく、エネルギー会社を救済するための計画であると主張している。これに対し、各電力会社及びトヤギェロン大学は、石炭関連資産の統合はグリーンエネルギーへの投資のきっかけになるとし、IEEFAの主張に反対している。

売)とLotos Air-BP(航空燃料)を約220万ズロチで引き継ぐと発表した。これに併せて、PKN Orlenは、サウジアラコムとの間で、日量20万~33万7千バレルの石油供給(PKN Orlenが、ポーランド、リトアニア、チェコに所有する製油所の総需要の約45%に相当)に関する長期契約を締結した。また、ハンガリーのMOLグループは、約6.1億ドルでLotosの給油所417か所を買収し、PKN OrlenはMOLグループからハンガリーに所在する給油所144か所とスロバキアに所在する給油所41か所を総額約2億2,900万ユーロで買収する。さらに、ハンガリーのRossi Biofuel Zrt.は、Lotosのバイオ燃料部門を買収する。ポーランドのUnimotは、Lotosのターミナル(給油所9か所、物流、アスファルトの製造・販売)を少なくとも4.5億ズロチで買収する。

### Fit for 55 パッケージ導入にかかるコスト試算【11日】

Bank Pekaoは、EUの新たな気候対策パッケージである、Fit for 55を導入することにより、ポーランドでは、約1,900億ユーロのコストが増加し、目標達成には合計で約5,275億ユーロが必要となるというレポートを発表した。これに対しジョブプロ法務大臣は、「Fit for 55はポーランド人を貧困に陥れ、ポーランド経済を豊かな西側諸国の人質にする。ポーランド政府はこの壊滅的なパッケージに同意することは出来ない」とツイートした。

上記取引は、欧州委員会の承認が必要であり、OrlenとLotosの合併が完了(2022年6月頃)すると、PKN OrlenはLotosの給油所約1,800か所と、Lotos製油所の株式の70%を取得することとなる。ドゥダ大統領は「OrlenとLotosの合併は、欧州の我々の地域にとって経済的・政治的・社会的に大きな出来事である。この契約のおかげで、中東欧のエネルギー安全保障は大きく改善される。これは三海域イニシアティブ(3SI)のアイデアを実践していることとなる。最終的な成功を記念している」とツイートしたほか、サシン国有財産大臣も本取引に満足していると述べた。

### PKN OrlenとLotosの合併に関する動向【12日】

12日、国営大手石油会社PKN Orlenは、国営大手石油会社Lotosとの合併にあたり、2020年7月に欧州委員会が当該合併を承認したときに定めた条件を満たすため、Lotosの一部資産の買い手となる以下4社と予備契約を締結した。サウジアラビア石油会社サウジアラムコは、グダンスクにあるLotosの製油子会社の株式30%を購入し、Lotos SPV1(卸

### トウルフ炭鉱を巡る動向【12日】

ブルームバーグは、トウルフ炭鉱の操業停止の未実施のために昨年9月に欧州司法裁判所(ECJ)から科されていた罰金をポーランドが支払っていないことから、欧州委員会がEU予算の支払いを停止する手続きを準備していると報じている。これはポーランドがECJの決定を尊重しないためであり、既に5,000万ユーロを超えている罰金は、欧州復興基金からではなく、予算の支払いから差し引かれることにな

る。ポーランド政府は3月に予定されているECJの判決が有利になり、罰金が取り消されることを期待し、罰金を支払わない決定を下している。

ポーランドとチェコの交渉は1月18日に再開され、両国の環境大臣が指揮を執る予定で、ポーランド側

は合意案の大幅な修正（通知期間を4年、補償額を4,500万ユーロから約2,500万ユーロへ引き下げ、合意後2ヶ月ではなく春に現地調査を実施）を打ち出す意向である。ポーランドは、チェコ側をストックホルムの仲裁裁判所に提訴することも検討している。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

## (3) ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

## 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

## 【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

## 【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

## 【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

## 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

**エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起**

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

**孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ**

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

**「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

**新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場で

マスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を発出しておりますので、ご注意ください。また、日本時間12月26日午前0時以降、ポーランドから日本に入国・帰国する全ての方は、検疫所長が指定する場所で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

### 文化行事・大使館関連行事

#### 【開催中】展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

#### 【開催中】展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催：国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所：ワルシャワ市、Zachęta – Narodowa Galeria Sztuki (plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細：<https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

#### 【開催中】展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2022年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されます。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### 皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### 【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))